

長崎県環境保健研究センター研究員行動規範

平成31年3月29日 制定
令和4年 8月 1日 改定

1 環境保健研究センター（以下、「センター」という。）の使命の達成に対する貢献

研究員は、環境の保全、生命・健康の維持、食の安全・安心の確保に関して、県民生活の質の向上に繋がる研究を行い、その研究成果を積極的に社会に還元するとともに、県民により身近で、民間や大学等の研究機関と連携した、開かれた研究所を目指す。

2 基本的行動

研究員は、県民や業界のニーズ、環境の変化に沿った課題を設定し、自身の研究の意義と役割を県民に積極的に説明するとともに、県民生活や環境に及ぼす影響、起こり得る変化等を研究成果として公正かつ誠実に公表する。

3 自己研鑽

研究員は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最新の知識を広く学ぶようにたゆまず努力する。

4 公開と説明

研究員は、自らが携わる研究の意義と役割を認識し、その研究が人間、社会、環境に及ぼす影響や起こす変化を評価し、その結果を科学的データに基づき中立性・客観性をもって広く一般に公開すると共に、説明責任を果たすように努める。

5 研究活動

研究員は、自らが携わる研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究員は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

6 研究環境の整備

研究員は、県として必要な事業や研究については、適切に予算措置されるよう本庁事業担当課への十分な説明に努める一方、より優れた研究環境の整備と研究成果のため、積極的に競争的研究資金の獲得を目指す。

また、研究終了後も、研究成果や技術を基にして新たな需要を見出し、更なる研究課題の設定と継続した研究資金の獲得を目指す。

7 研究資材の適正使用

研究員は、研究等に用いる装置、機器、薬品、材料等の使用・管理に当たっては、法令や県、センターが定める規程及び社会規範等を遵守する。

8 研究資金の適正執行

研究員は、県費及び競争的資金等の研究資金が、公的なものであることを常に認識し、関係する法令や県、センターが定める規程及び社会規範等を遵守し、研究計画に基づき計画的に、高い倫理意識を持って適正かつ公正に執行する。また、研究等に携わる者が協力して、資金の不正使用を未然に防止するよう努める。

9 研究対象などへの配慮

研究員は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

1 0 他者との関係

研究員は、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する評価には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

1 1 差別の排除

研究員は、研究等業務において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

1 2 利益相反

研究員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。